

入札公告（業務）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 21 年 4 月 13 日

独立行政法人
森林総合研究所森林農地整備センター
東北北海道整備局長 美濃 眞一郎

記

1. 業務の概要

- (1) 業務名 21 郡山 農用道建物影響調査業務
(2) 業務場所 福島県郡山市地内
(3) 業務内容 本業務は、農用地総合整備事業郡山区域の農業用道路 1 工区から 3 工区において隣接する住宅等の建物等調査を行い工事実施に伴う影響の有無を確認するものである。

主要業務概要

建物事後調査

木造建物	5 4 棟
工作物	2 . 2 1 a
騒音・振動調査	1 測線
因果関係調査・検討	1 権利者

- (4) 履行期限 平成 22 年 1 月 29 日まで

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター業者等選定要領（20 森林整管第 54 号。以下「業者等選定要領」という。）第 7 条（有資格者とししない者）及び第 8 条（有資格者とししないことがある者）の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、業者等選定要領第 7 条中、特別の事情がある場合に該当する。

- (2) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター（特定中山間等部門）又は独立行政法人緑資源機構（特定中山間等部門）における平成 21・22 年度測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「A 等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター又は独立行政法人緑資源機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (3) 確認申請書及び確認資料の提出期限の日から開札までの期間に独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局長（以下「東北北海道整備局長」と

いう。)から「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」(20 森林整管第 62 号。以下「指名停止等措置」という。)に基づき指名停止を受けていないこと。

(4) 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9 月 21 日付け建設省告示第 1341 号)に基づく営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の登録を有すること。

(5) 施行実績

2.(5)の に示す同種業務について、平成 16 年度以降に元請として完了した国、特殊法人等又は地方公共団体発注の業務の実績を 1 件以上有さなければならない。

なお、特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する法人(日本道路公団など、同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む。)をいう。

同種業務とは、事業損失に係る建物等調査業務をいう。

独立行政法人緑資源機構(特定中山間等部門)が発注した業務実績である場合にあっては、緑資源機構(特定中山間等部門)業務成績評定要領(15 緑機達農第 375 号)に規定する評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター(特定中山間等部門)が発注した業務実績である場合にあっては、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター業務成績評定要領(20 森林整農第 7 号)に規定する評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

(6) 業務成績評定点

独立行政法人緑資源機構(特定中山間等部門)が発注した業務のうち、平成 16 年度以降に元請として完了した業務の実績がある場合においては、緑資源機構(特定中山間等部門)業務成績評定要領(15 緑機達農第 375 号)に規定する評定点合計の平均点が 65 点以上であること。

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター(特定中山間等部門)が発注した業務で平成 20 年度までに元請として完了した業務の実績がある場合においては、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター業務成績評定要領(20 森林整農第 7 号)に規定する評定点合計の平均点が 65 点以上であること。

(7) 配置予定技術者の資格等

配置予定技術者のうち、管理技術者は以下に示すいずれかの資格を有する者とする。(担当分野ごとに複数の候補者でも可とするが、実施する分担業務の内容等を確認資料に明記しなければならない。)

ア 土地改良補償業務管理者の資格を有する者

イ 補償業務管理士(技術部門を「営業補償・特殊補償部門」及び「事業損失部門」とし、両方を所有する場合は 1 名、どちらか片方のみ所有しか無い場合は 2 名で両方を所有するものとする)の資格を有する者

ウ 大学卒 18 年(短大卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有する者

配置予定技術者のうち、管理技術者は平成 16 年度以降に元請として完了し引き渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、2.(5)の に示す同種業務について、1 件以上従事した経験を有さなければならない。

独立行政法人緑資源機構(特定中山間等部門)が発注した業務実績である場合にあっては、緑資源機構(特定中山間等部門)業務成績評定要領(15 緑機達農第 375 号)に規定する評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター(特定中山間等部門)が発注

した業務実績である場合にあっては、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター業務成績評定要領（20 森林整農第 7 号）に規定する評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

(8) 不誠実な行為

警察当局から、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターに対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止を受け、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(10) 労働福祉

賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり、これに対する改善がなされていない者でないこと。

3 . 入札手続等

本業務は、入札の手続きについて、原則として電子入札システムを用いる方式（以下「電子入札方式」という。）の対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、電子入札によらない従来の紙による入札（以下「紙入札方式」という。）の承諾に関する申請書を提出し東北北海道整備局長の承諾を得た者に限り紙入札方式（持参に限る。）に代えることができる。

(1) 担当課 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 8 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
管理課（横山、狩野）

電話 (019)654-0101

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：平成 21 年 4 月 13 日から入札執行日の前日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、10 時から 12 時、13 時から 16 時まで

交付場所：岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 8 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
管理課（横山、狩野）

電話 (019)654-0101

交付方法： 3 . (2) の 交付場所において CD-R を手交する。または、下記のホームページ上から配布の受け付けがあった場合はメールにて送信する。なお、入札説明書に係る費用は無料とするが、CD-R は後日返却のこと。

【ホームページアドレス】

<http://www.green.go.jp/area/seibi-nou/touhoku/index.html>

(3) 確認申請書及び確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法

東北北海道整備局長は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から確認申請書及び確認資料の提出を求める。

提出期間：平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 4 月 27 日までの休日を除く毎日、10 時から 12 時、13 時から 16 時まで

提出場所：岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 8 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局

管理課（横山、狩野）

電話 (019)654-0101

提出方法：入札説明書に示す様式 1 のみを電子入札方式により送付するものとし、様式 1 を送付した後に確認申請書及び確認資料（様式 1 含む。）を 3 . (3) の の提出場所に正 1 部を提出すること。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 入札書の提出期限、場所及び提出方法

提出場所及び提出方法

入札書は、電子入札方式により提出すること。

承諾を得て紙入札方式により持参する場合の提出場所は 3 . (5) の と同じとする。

提出期限

電子入札方式の場合は、入札書受付締め切り日時（平成 2 1 年 5 月 2 6 日 1 1 時 0 0 分とする。）までに入札書を提出しなければならない。

紙入札による持参の場合は 3 . (5) の と同じとする。

入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札の日時及び場所

日 時：平成 2 1 年 5 月 2 7 日 1 1 時 0 0 分

場 所：岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 7 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
会議室

その他：紙入札方式で持参する場合、入札の際には、東北北海道整備局長から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

競争参加資格がないと認められた者が説明を求めた場合は、入札の執行を延期することとし、入札公告の訂正を掲示及び下記のホームページへの掲載により公告する。

【ホームページアドレス】

<http://www.green.go.jp/area/seibi-nou/touhoku/index.html>

変更後の入札執行の日時及び場所については、競争参加資格があると認めた者へ追って通知するが、3 . (5) の の掲示及びホームページを確認すること。

4 . 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札保証金は免除するものとする。

(2) 契約保証金 契約保証金は納付するものとする。

ただし、利付国債の提供又は指定の銀行、東北北海道整備局長が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

5 . 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格（競争に参加する者に必要な資格）のない者のした入札、確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 東北北海道整備局長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において 2 . に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

6 . その他

(1) 落札者の決定方法

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター契約事務取扱要領(20 森林整備管第 35 号。以下「契約事務取扱要領」という。) 第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な申込み（入札）を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって申込み（入札）を行った者を落札者とすることがある。

契約事務取扱要領第 1 6 条第 1 項に基づく調査基準価格を設定する案件において、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、東北北海道整備局長が行う契約事務取扱要領第 1 6 条第 2 項の調査に協力しなければならない。

- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 手続きにおける交渉の有無 無
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3 . (1) に同じ
- (6) 電子入札に係る運用については、入札説明書によるほか独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター電子入札運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。
- (7) 確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置に基づく指名停止を行うことがある。
- (8) 詳細は、入札説明書による。